

厚生常任委員会

平成25年6月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	吉野 俊明	伴 吉晴
飯高 昭二		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、吉野委員

委員長 では、定刻になりましたので、さっそく委員会のほうを始めたいと思います。

全委員出席されておりますので、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員には、小林委員、吉野委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

今回の委員会は付託議案がございませんので、初めに、1. 継続審査についてを議題といたします。（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、平成24年度のごみ・資源物の処理状況等がまとまりましたので、そのご報告と、先般、6月1日に開催をいたしました、いかるがの里クリーンキャンペーンの開催状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、平成24年度のごみ・資源物の処理状況等につきまして、資料1をもとにご説明をさせていただきます。

資料1の、ごみ排出量の種類別・月別比較の1ページ目、家庭系廃棄物につきましては、4段目の有害・危険なごみにつきまして、平成23

年度と比較をいたしまして、平成24年度では、増加をしておりますが、それ以外の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみにつきましては、いずれも平成23年度と比較をいたしまして、排出量は減少をしております。4種類の合計で、平成24年度では、平成23年度と比較をいたしまして、4%、量にいたしまして、約153t減少の3,558.38tの排出量となっております。

次に、2ページ、家庭系資源物の排出量であります。

1段目のビン類・缶類、3段目のその他プラスチック類につきましては、平成23年度と比較をいたしまして、排出量は減少をしておりますが、それ以外のペットボトル、食品トレイ、木くず・草類につきましては、平成23年度と比較をいたしまして、微増の状況であります。

また、生ごみにつきましては、平成24年度、モデル世帯が、平成23年度から1,800世帯以上増加したこともございまして、2倍以上の排出量となったところでございます。

このような状況から、資源物の排出量につきましては、平成24年度では、平成23年度と比較をいたしまして5%、量にいたしまして約70t増加の1,448.48tの排出量となったところでございますが、ごみ、資源物を合わせました家庭系の合計では、平成23年度と比較をいたしまして2%、量にいたしまして約83t減少の5,006.86tの排出量となったところでございます。

減少の主な要因でございしますが、特に、不燃ごみや粗大ごみの排出量が、平成22年度や平成23年度と比較をいたしまして、平成24年度では大きく減少しております。

はっきりしたことは申し上げられませんが、可能性として、平成23年7月の地上デジタル放送の開始によりまして、平成22年度、あるいは平成23年度の不燃ごみ、粗大ごみの排出量に多少なりともデジタル放送の開始が影響を与え、平成24年度では、その状況が落ち着いてきたということも考えられるのではないかと思量しているところであります。

次に、3ページ、事業系ごみについてであります。事業系の可燃物に

つきましては、平成24年度では、平成23年度と比較をいたしまして1%、量にいたしまして約12tの微増であり、事業系の生ごみにつきましては、搬入量が減少しているところでもあります。しかしながら、事業系の木くず・草類につきましては、平成24年度では、平成23年度と比較をいたしまして、133%と大幅な増となっております。そのことによりまして、この事業系ごみの搬入量は、平成23年度と比較をいたしまして108%、量にいたしまして約94t増の1,312.64tとなっております。

増加の主な要因でございますが、大和川に自然に生えております樹木につきまして、雨の後などは流れてきたごみはその樹木に引っかかったままの状態となっており、景観上もよくないことから、町のほうから大和川河川事務所に対しまして樹木の伐採を要望しており、本年2月から3月にかけてまして樹木の伐採がされまして、町にその樹木を持ち込まれたことが増加の大きな要因でございます。

次に、4ページ、公共施設につきましては、平成24年度では、平成23年度と比較いたしまして5%、量にいたしまして約11t減少の201.2tの排出となったところでもあります。

この結果、家庭系、事業系、公共施設を合わせました平成24年度の総排出量は、平成23年度と比較をいたしまして、ほぼ同量の6,520.7tでございました。

しかしながら、平成24年度では、大和川の樹木伐採という通常時では排出されないごみが排出されておりますので、事実上は減少傾向にあるというふうに考えているところでもあります。

また、5ページでは、斑鳩町で一番ごみの量が多かった平成11年度との年度別の比較表、6ページでは、斑鳩町の状況が国や奈良県と比べてどうなっているのかを比較しておりますので、後ほどご確認をいただければと考えておりますが、総括的には、当町は、国や奈良県平均のごみ排出量よりも少なく、逆に資源化率は、国や県平均よりも高い水準を維持しており、引き続き、ごみの発生量が少なく、発生しても、単に焼却したり、埋め立てたりして処分する量が少ないということで、全国的

な課題であります最終処分場残余容量の延命に貢献しているものと考えているところであります。

当町におきましては、ごみ処理の新たな方針として、ゼロ・ウェイストの考え方を持って、脱焼却、脱埋立を目指しております。

このことから、平成25年度におきましても、生ごみ分別収集モデル世帯の拡充を図るとともに、環境井戸端会議の開催やごみのゆくえ探検ツアーなどの意識啓発事業を進めながら、さらに焼却量や埋立量の削減に努めていきたいと考えておりまして、当委員会にも、その状況につきまして、ご報告申し上げてまいりたいと考えているところであります

次に、6月1日土曜日に開催いたしました、いかるがの里クリーンキャンペーンの参加者等につきましてご報告をさせていただきます。

当日の参加者数につきましては、この日に合わせまして地域の清掃活動をされました自治会も多くございまして、そういった方の参加も含めまして、約2,700名の方が、いかるがの里クリーンキャンペーンにご参加をいただいたところでございます。

当日、回収されましたごみは、可燃ごみで150kg、不燃ごみ、粗大ごみを合わせまして820kgとなっております。

予め決められたコースを清掃するのではなく、居住している地域を中心に、町内を自由に清掃していただく方法に変更いたしましたから、5回目の開催となりますが、毎年、2,000名を越える方のご参加をいただき、地域に密着した活動になってきたのではないかと考えているところであります。

また、クリーンキャンペーン終了後、役場正面駐車場で開催いたしました環境イベントにも多くの方にご参加いただき、特に、たい肥の配布には、大勢の方が列を作られるなど、こちらも定着した事業になりつつあるというような感じがしております。

ごみを減らすことを推進している当課が担当するイベントで、家庭に持ち帰ればすぐにごみとなるビニール袋を多く使用していたという反省すべき点も今回ございました。次回の開催では、そういったところも改善をしていきたいと考えているところであります。

当日、委員の皆様も早朝からご参加いただきましたことに対しまして、お礼申し上げます。継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 ご苦労さまです。ただいま報告が終わりましたので、委員皆様のほうで質疑、ご意見などがあればお受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 特にないようですので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。

初めに(1) 難聴児補聴器購入費の助成について、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(1) 難聴児補聴器購入費の助成についてにつきまして、説明のほうをさせていただきます。

この助成制度につきましては、平成25年度の新規事業として、本年2月の本委員会でも説明をさせていただいておりますが、助成金交付要綱の施行にあたりまして、その内容について、あらためてご説明をさせていただきます。

それでは、資料の2によりまして、説明をいたします。

聴覚に障害がある場合、具体的には両耳の聴力のレベルが70デシベル以上の場合には、身体障害者手帳の交付対象となりまして、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給制度の対象となってまいりますが、聴力のレベルが70デシベル未満、この場合には手帳が交付されず、補装具費の支給制度の対象となってまいりません。

しかしながら、児童の場合には、聴力のレベルが70デシベル未満の軽度あるいは中等度であっても、言語の習得や集団生活への適応等のた

め、補聴器の装用が必要となる場合がございます。このような軽度・中等度の難聴の児童に対しまして、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、その福祉の増進を図ろうとするものでございます。

なお、負担割合につきましては、奈良県の補助金交付要綱によりまして、本人が3分の1、奈良県が3分の1、市町村が3分の1となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、資料2の末尾の要旨をご覧くださいませうでしょうか。

はじめに、主な制定内容の(1)助成の対象補聴器、要綱の第3条関係でございます。

助成の対象となる補聴器は、こちらにお示ししております10種類の補聴器としておりまして、また、それぞれの補聴器について基準価格を定めております。

この基準価格につきましては、身体障害者の補装具費の支給制度の基準価格、こちらに準じて定めておりまして、その金額は、3万4,200円から13万7,000円となっております。

次に(2)助成の対象者(第4条関係)でございます。助成を受けることができる者は、町内に住所を有する18歳未満の難聴の児童であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとしております。

その要件でございますが、一つ目の要件といたしまして、両耳の聴力のレベルが30デシベル以上70デシベル未満であることとしております。ただし、聴力のレベルがその範囲外であっても、医師が補聴器の装用の必要を認めた場合には、要件を満たすものとして対応してまいります。

二つ目の要件として、医師が、補聴器の装用により言語の習得等の一定の効果が期待できると判断すること、三つ目の要件といたしまして、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと、この3つの要件をすべて満たす者を対象としております。ただし、身体障害者に係る補装具費の支給制度と同様に、世帯内に市町村民税の所得割額が46万円以上の方

がおられる場合は助成の対象外とさせていただいております。

次に（３）助成金の額（第５条関係）でございます。

助成金の金額につきましては、補聴器の購入費の額と、先ほどの基準価格、こちらを比較いたしまして、いずれか少ない方の額に３分の２を乗じて得た額としております。

次に（４）交付申請、交付決定等（第６条、第７条関係）でございます。

助成金の交付を受けようとする者、難聴児本人さんあるいはその保護者となりますが、その者から、医師の意見書や補聴器の見積書等、関係書類を添えて申請をいただきます。そして、その申請内容を審査いたしまして、助成金の交付または不交付を決定してまいります。

次に（５）助成金の請求（第９条関係）でございますが、助成金の請求方法につきましては、補聴器を購入していただいた後に、当該補聴器の領収書を添えて町に請求をしていただくこととしております。

最後に、本要綱は公布の日から施行することとし、本日の委員会で説明をさせていただいた後、速やかに公布をさせていただきます。

以上、難聴児補聴器購入費の助成についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。 小林委員。

小林委員 今、説明を受けまして、目的と斑鳩町がされる必要性というのは理解できたんですけども、ちょっと、私勉強不足か、どうしてこの時期にされるのかわからないんで、国の制度が何か始まってこれをされるのかというのが、ちょっと勉強不足でわからないので、教えていただきたいのと、財源と、またこれに該当する方の人数というのを教えていただきたいと思います。

福祉課長 ただいま、委員のご質問でございますが、まず、こちらの制度につき

ましては、国の補助はございません。県の補助となりまして、県のほうで4月1日付けで補助金の交付要綱を策定されましたことによりまして、今回、本町のほうで要綱を策定して町の負担分3分の1を含めて助成をしてまいるということでございます。

それと、該当者につきましては、この助成制度につきまして、県のほうから事前に情報提供がございましたので、養護学校等に確認をさせていただいておりますけれども、現時点では対象者はいないということで、確認をとらせていただいております。

委員長 他に何かございますでしょうか。

(な し)

委員長 そしたらすみません。私ちょっと1点だけ聞かせていただきたいんですけども、県が4月1日付けで助成金を出すということの決定をされているということで、これは、要綱は公布の日から施行しますということにはなっているんですけども、当然、今年度に入ってからこういうものを、今、該当者はいないと言わはりましたけどね。これ、もしも該当者がいた場合ですね、4月以降に購入されたという分についての申請といったら本来可能なものなのかどうか、申請を出すときに、購入してからどれぐらい経過したらもう申請が受け付けられないとか、これはまあこの制度に限らずいろんな制度あると思うんですけど、購入する前にちゃんと相談をしておかないといけないのか、購入して数か月ぐらいたってからでもこういう申請が上がってきたらいいのかとかいう、そういうなんか限度みたいな、期間の限定みたいなものっていうのはあるのかな、どうなのかなというのは、今ふっと思ったのですが。

福祉課長 ただ今のご質問の件でございますけれども、身体障害者手帳の交付を受けておられる、補装具費の取り扱いと同様に、購入前に医師の意見書、診断書等と見積書をもとに申請をいただきまして、まず交付の決定、あ

るいは不交付の決定をさせていただいた後に、購入をしていただくという制度になっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

該当者いないということですので、公布の日が県の決定からちょっと遅れて町が決定するような形になってますのでね、本来やったらどうなるのかなど、該当者がいないからあれやけど、該当者がいはった場合、ちょっと気の毒かなど、そういう流れであつたらね、っていうのをちょっと気になったもので。 植村住民生活部長。

住民生活
部長

ちょっと補足で説明させていただきますが、県の補助につきましては、4月1日に遡って適用されることになったんですが、実は、私どもに県の補助要綱が確定したという連絡がきたのが、5月の半ばを過ぎておりました。その時点で本町でもこの助成金の交付要綱を作る際に、例えば4月1日までの遡及適用をするのか否かということについては、もちろん検討させていただいておりますが、先ほど課長も申しましたように、本町には該当者がいないと。これについて、以前、去年であれば相談を受けているケースもあったんですが、その方につきましては身体障害者手帳を取られましたので、それ以外の方についての相談は受けていないという実情もございましたことから、今回は公布の日からというふうにさせていただいた経緯がございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

せっかくこういう要綱を作っていただきましたので、特に子どもさんの場合、言葉を獲得するということは非常に大事です。言葉の発達の障害のない方でも、普通やと思っている方でも最近人と人とのコミュニケーション力が落ちているというような、懸念される状況がある中で、そういった人とのコミュニケーション力を身に付けていただくためにも、やっぱり広くちゃんと広報していただいて、そういう心配のある方については、こういう要綱ありますよということでお知らせをしてあげて、できるだけ使っていただけるような制度となるように私は願っております。

すので、よろしく申し上げます。

他に、よろしいございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、(2) 国民健康保険税のコンビニ収納・ペイジー
収納の利用状況について、理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の(2) 国民健康保険税のコンビニ収納・ペ
課長 イジー収納の利用状況について、ご報告をいたします。

恐れ入りますが、資料3をご覧くださいませでしょうか。

町では、平成24年度から、町税等につきまして、納税者の利便性の
向上と収納率の向上を図るために、コンビニ収納・ペイジー収納を導入
いたしております。

昨年度の国民健康保険税のその利用状況につきましてご報告をさせて
いただきます。

まず初めに、納付方法別利用状況でございますが、国民健康保険税の
普通徴収全体の納付件数24,258件のうち、コンビニ収納は3,259
件で、利用率は13.43%となっております。ペイジー収納は196
件で、利用率は全体の0.81%となっております。

次に、2番目のコンビニ収納の地域別の利用状況でございます。

利用件数3,259件のうち、奈良県内での利用は2,783件、85.39%、
うち斑鳩町内では1,914件、58.73%、奈良県以外の利用は476
件、14.61%となっております。

次に、3番目のペイジー収納のチャンネル別の利用状況でございます。

利用件数のうち、パソコンでの利用は77件、39.29%、モバイル
での利用は3件、1.53%、ATMは116件、59.18%とな
っております。

恐れ入りますが裏面をご覧くださいませでしょうか。

4番目の、時間帯別の利用状況でございます。

コンビニ収納における時間帯別を利用割合を見てみますと、午前9時から午後3時までの金融機関営業時間外での利用が52.26%ございまして、24時間、曜日に関係なく、納付できる環境は、納税者にとってはサービス向上につながったものと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、国民健康保険税のコンビニ収納・ペイジー収納の利用状況の報告とさせていただきます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、委員皆さんのほうで質疑やご意見などがありましたらお受けいたします。いかがでしょうか。
伴委員。

伴委員 すみません、ちょっと確認させてほしいんですねんけど、確かコンビニ収納、ペイジー収納を使われた場合、なんぼか業者さんっていいいますか、手数料がかかったと思うんです。非常にこれ利便が、選択、住民としてですね、支払いの選択の幅が広がって、いい部分もある、確か手数料かかったと思いますねんけど、どれぐらいの手数料でしたかな。

国保医療課長 コンビニ収納の場合、コンビニ収納機関手数料として1件64円かかります。そして、ペイジー収納の場合、共同利用センター基本料といたしまして月額6万円、そしてペイジーの従量使用料というのが別にございまして、それが1件15円、そして取り扱い手数料がその金融機関で1件33円の手数料がかかってきております。以上です。

伴委員 こんだけ、コンビニが3,259件ですか、ペイジーが196、これすぐ今答えていただけるかちょっとわかりませんが、減額といいいますか、これによってどれぐらい本来入ってくる額が、手数料で、どれだけ、利便と逆にこんだけ収入が減るといいいますか、手数料で取られるという金額はわかりますかな。もしすぐわからなければ後からでも構いませんが。

国保医療
課長

今、手持ちで持っている資料見てみますと、確かに今までの口座振替の手数料、銀行の窓口で納められる場合は1件10円で済みます。だから1件、コンビニでしたら1件で64円かかりますので、その差額が大きいものとなっています。国民健康保険税で今年の、24年度のコンビニの手数料いくら払ったかというのを見てみますと、20万8,576円、そしてペイジー収納では4万6,620円、それと別に、納税者の方が郵便局へ振込用紙で持って行かれる場合は1件120円かかります。その手数料が去年で11万6,890円かかっています。全体で30万いくらが国民健康保険税での、窓口そういう手数料がかかっています。それとちなみに、コンビニとペイジー収納を導入したからといって収納率が上がったかというのがどうかという点でございますけども、平成24年度の現年度の収納率が93.2%、それで平成23年度が前年度の年より0.8ポイントアップしておりますが、これが直ちに、コンビニ収納が直ちに収納率のアップに繋がったかという点、一概には言えないとは思いますが、今まで銀行の窓口とかで納めはった人が、近くのコンビニが便利やからといって振込みに行きはったケースがございますので、導入の効果についてはもう少し詳しく検証していかなければならないとは考えております。以上です。

委員長

池田副町長。

副町長

補足説明させていただきますと、まず、コンビニ収納を導入した時に、督促状の発送件数が減ったか増えたか、恐らく減っていると思うんですわ。納期内に役場や銀行に行くのに時間ないと、時間外しか時間ないという方は、コンビニで時間外に納めていただくと。この方が例えば100件、200件ございましたら、町の督促の事務がなくなりますし、督促の郵便料もなくなりますんで、それらも担当で当然分析しなければあきませんので、これらも含めますと、先ほど20何万と言っておりますけれども、考慮しますとやはり非常に効果があるものということ考え

ておりますので、その経費も削減になったということでご理解いただきたいと思います。

委員長

他に委員さんのほうで、何かございますでしょうか。

(な し)

委員長

そしたら、引き続きまして、住民の利便性を考えたこういう施策を、より一層広報しながら進めていっていただきたいということで、以上終わらせていただきます。

それでは、次に(3)斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業の利用状況について、理事者の報告を求めます。植村住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、報告の3番目、斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業の利用状況について報告をいたしたいと思います。

この事業につきましては、去る4月2日、議員の皆様もご出席をいただく中、出発式を執り行いまして、ワゴン車3台によります「生き生き号」と名称をつけました。運行を開始いたしましたところでございます。

本日ご用意いたしております資料の4でございますが、その生き生き号の4月、5月の利用状況を纏めたものでございます。運行している日ごと、曜日では、火曜日、金曜日、日曜日でございます。それぞれの1日の利用者数を数字で表しております。まず、①錦ヶ丘・緑ヶ丘コース、それと②の神南・北庄・西の山コースにつきましては、1日2往復を運行しております。また、③の白石畑・東里コースは、1日3往復でございます。まず、上段の表は4月分でございます。①の錦ヶ丘・緑ヶ丘コースでは、合計(13日間)の欄でございますが、月75人、その下の1日平均でございますが、5.77人となっております。同様に、②の神南・北庄・西の山コースでは、月63人、1日平均4.85人となっております。また、③の白石畑・東里コースは、月125人、1日平均9.62人となっております、3コース合計では、月263人、1日

平均20.23人でした。

また、下の段の5月分ではございますが、①の錦ヶ丘・緑ヶ丘コースでは、月74人、1日平均5.69人、神南・北庄・西の山コースは、月72人、1日平均5.54人、③の白石畑・東里コースは、月119人、1日平均9.15人、3コース合計は、月265人、1日平均20.38人という状況でした。

町長の冒頭の挨拶にもございましたが、利用者からは、概ね好評の声をいただいているところでございまして、まずは順調に運行できているものと考えているところでございます。

まだ運行2か月の状況でありますことから、今後も曜日別の乗降数なども留意していきたいと考えておりまして、より一層良い運行に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業の利用状況についての報告でございます。

委員長 ご苦労さまです。ただ今、報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 今、利用状況を報告していただきまして、ただ、2か月の状況の中で、どういうふうな声があるかということは、やはりこれから掴んでいただきたいと思います。過日、お1人の婦人の方から、この利用して、ずいぶん時間、次の来るのが待ったとかいう意見がございましたけども、いろいろその利用状況によって、まだ2か月ですから、なかなか内容のことがわからないような感じもしますんでね、これからそういった声を1つ1つ拾い上げていただきまして、その声の内容によりましては、やっぱり改善が必要になってくるのかなと思いますので、その点についてまたご注意を払っていただいて、また改善していただくよう、よろしくお願いたします。

委員長 要望でよろしいですか。

飯高委員 要望としておいときます。

委員長 他に委員皆さんのほうで、何かございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 順調には、こんで推移したるかなというような気もします。特に曜日で、日曜日が少ないというのがありますけども、といたしますと、5月19日の日曜日が多いいいことで、この辺ばらばらありますけど、今後またこういう統計とりながら、また利用者の意見も聞きながら、できるだけ多くの方に利用していただくように、またその辺も要望させていただきます。同じような意見ですけど。

委員長 委員のほうからも、こういう要望がございます。本当に、車が運転できないとか、自転車乗るのが怖いというようになられた高齢者の方の外出支援というのは重要な施策だと思いますので、今後も、地域公共交通の協議会も立ち上げておられますが、あわせまして、将来に渡ってどうあるべきなのかも含めて、よく検討して行っていただきたいということ、更にお願いをしておきたいと思います。

それでは、以上で各課報告事項は終わりますが、その他に理事者のほうから報告しておくがございましたら、お受けいたします。

植村住民生活部長。

住民生活部長 これも町長の冒頭の挨拶にもございましたが、私から、社会福祉協議会が行います災害ボランティアバスについてご報告をいたしたいと思えます。

東日本大震災が発生した平成23年から、被災されました岩手県大槌町の支援といたしまして、社会福祉協議会が災害ボランティアバスを運行しておりますが、今年度もそのバスの運行を実施するものでございます。

日程でございますが、8月9日（金）から8月12日（月）までの3

泊4日を予定しておりまして、今回は土曜日、日曜日も含む日程としたところがございます。

活動内容につきましては、平成23年度、24年度が泥かきや海岸のごみ拾い等の活動が中心ではございましたが、今年度は、仮設住宅での炊き出し、またそれらを通じた交流活動を中心とする予定としていただいております。

既に社協だよりによりまして募集をしているところがございますが、現在、応募者数は10人というところがございます。以上で社会福祉協議会の災害ボランティアバスの運行についての報告とさせていただきます。

委員長 ご苦労さまです。ただいまの報告につきまして、何か質疑、ご意見ございますでしょうか。 小林委員。

小林委員 前回に、若い人たちも参加できるようにということで、土日ということも要望させていただきましたけれども、それで今回ちょっと若い方も増えているということなんですけれども、またですね、若い人行けるようにということも配慮して要望させていただいたんですけれども、若い人が社協だよりを見るかということと、社協のホームページを見るかということ、なかなか難しいなということも考えられますので、また来年でも構いませんけれども、今年度でも構いませんけれども、広報いかるがか、いかるがだよりも、あわせて掲載されると、もうちょっと募集した段階でもっといろんな住民の方が知って、今の段階で10人ということなんですけれども、もっと人数が増えると思いますので、ちょっと参考というか、今後それも検討していただきたいというふうに要望だけさせていただきます。

委員長 よろしいですか。

実は私も、昨年参加されました方が、今年もありますねという話を持ちかけまして、するとその方が知らなかったと、いつそなんあったっ

て、気づけているつもりやってんけど、知らなかったと。つい昨日の話なんです、事務局長に問い合わせましたら、5月の社協だよりに載せていたということで、ところが今、小林委員もおっしゃられたように、それを見逃しておられる。去年行ってはった方でも、見逃しておられるというような現状が今年ちょっと見受けられまして、今日さっそく社協のほうへ行きますとおっしゃっていただきました。ですから、広報をする、お知らせをするという方法については、広く、やっぱりより多くの方に知っていただけるということを、そしてまた、そういう事業を社協がやっているということも、あわせて多くの町民の方に知っていただくことというのは、大切なこと、社協の存在というものを知っていただくためにも大切だと思いますので、また、今後そのことも含めまして、十分な広報、周知をしていっていただきたいということをお願いしておきます。 伴委員。

伴委員 毎年ですねんけど、私もこれ参加させていただきたいと思うんですが、どうしてもお盆休みの前になってしまって、実質1週間以上休暇を取らないといけないような状況、これ私だけじゃないと思うんですね。やはり働いている方でちょうど繋がってしまうと。だから、ちょっと時期をずらしていただくようなことがもしできるのであれば、また、働いている方、今、同僚議員が話したような形で、参加される方が、また今までできなかった方ができる、気持ちはあるけどでけへんねんと、私以外にもそういう声も聞きますんで、ちょっとまたその辺も検討していただきたいと、お願いします。

委員長 これも要望でよろしいですか。

伴委員 要望でございます。

委員長 いろいろなご意見が出ました。ご意見を参考にしているいろいろ検討していっていただきたいと思います。

他に報告しておく事項はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、以上をもちまして、各課報告事項については、終わらせていただきます。

続きまして、3. その他について、各委員皆様より質疑などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 伴委員。

伴委員 ちょっと住民の方から耳にしたんですが、おむつ用のごみ袋なんですけど、これ年60枚もらってるんやと。その方は乳幼児と言いますか赤ちゃんをお持ちの方でした。これ月あたり5枚やねんけど、夏場どうしても、週2回の収集があるんやけど、数が足らんねんと、というような声があります。実質この60枚という数字からいくと、これまた有料の本来入れていただくごみ袋があって、どうしてもおむつのために、そういう軽減するために、おむつ用のやつをやってもらっているんやと、その辺も理解してほしいという話は、その方にはさせていたいただきましてんけど、やっぱりもしそういう声もあると、その方だけでなく、どうしてもその時期、においの関係か、またどうしても年齢、1歳ぐらいの時かそれぐらいの方が、赤ちゃんが尿とかそういう形で枚数が多いのか、ちょっとその辺、僕も子どもが小さいときのこと忘れましてんけど、またそういうことでちょっと検討していただければというようにちょっと思ってますので、よろしくをお願いします。これも要望で結構でございます。

委員長 これに関しましては、私、以前に担当課のほうに意見を申し上げたことがございまして、0歳と1歳と2歳という、3歳未満まではおむつが出るんですが、この年齢にあわせて同量、同数、枚数が出るんですね。けれども、おむつを使う数というのは全然違ってまして、0歳、特に生まれて間もない子どもさんについては、非常にたくさん使いますけれども、1歳を過ぎてくればおむつあまり使わないんですね。それが同数と

いうよりは、何か枚数ね、検討されて、年数上がったらずし減らして0歳のときちょっと多くしてあげるとか、なんかそういうのも検討したらどうだろうかというような意見も、私自身も担当課に申し上げたことがあるんですね。もうすでに8か月ぐらいからもう袋がなくて、ずっと可燃ごみ袋に入れていただいて、今、委員がおっしゃられたように、あくまでもそういう子育て支援、また寝たきりの介護されている方の支援の一部としてそういうことをやっている。それで足りなければ可燃ごみ袋に入れていただきたいというのが本来の町の考え方なのですが、同じするのであれば、1歳や2歳で余らせはるぐらいやったら、0歳で余らないような形の枚数提供はいかがでしょうかということも言ってた、以前にね、こともございますので、その後検討していただけているのかどうかはわからないんですが、ただ今、委員からもそういう意見もございましたので、さらにそういう検討をしていっていただきたいということで、お願いだけ、私のほうからもさせていだいておきたいと思います。

他に。 辻委員。

辻委員

先の全協のときに同僚議員から言われまして、その内容だけちょっと確認だけさせていただきます。まず、先ほど報告ありましたいかるがの里クリーンキャンペーンのところの地図で、幸前のところが公園になってあつたと、幸前の公園か、地図になってあつたということで、まだ公民館、それと公民館は町は認めてないのやろうという意見もあって、それともう1つ、2点目はまだ支払いが済んでいないというふうな感じで言われてましたけども、その辺の確認だけお願いしたいと思いますけども。

委員長

すみません。ちょっと、私のほうからも補足させていただきます。

全協の中で、各委員長確認しておいてほしいということでは言われました。これ、幸前の問題につきましては、補償で公民館を建設をしていると、私自身は認識をしております。そして、総務の関係のほうで、公民館の補助金として一定出ていると思うんです。残り、本来自治会が負担する分については補償という形で出ているというふうな認識を持ってお

りましたところ、全協のほうでね、今、辻委員がおっしゃられたようなことを地元議員がおっしゃられて、しかも、今後、そこを参議院選挙で投票所に使いたいというようなことを言っはるんやけども、これどうなってるんやと、どういうことやと、これちゃんと補償で建てられたという位置付けがされているのかどうかということね、そういうご意見がちょっとあったものですから、私ら逆に驚きまして、私らはそういう認識でそういう流れてきていると思っているのに、全協でそういう、ましてや地元の議員さんからそういうご意見が出たものですから、改めまして、当委員会のほうで確認をさせていただきたいというふうに思うんですが。幸前に建設されました、あの幸前公民館という看板が上がっておりますあの建物につきましては、補償で建てられたということ、それと先日のクリーンキャンペーンのところで、公民館という表示がされてなくて、公園という表示になっていた、この2点については、当委員会としては、そういう全協での発言もありましたので、確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 小城町長。

町 長

この関係等については、おっしゃってる議員さんが、担当の委員会でもおっしゃいますけども、もっと明確に、やっぱり自治会長もされたわけですから、そのところを簡単にそういうことを言っはるんやけども、ただまあ間違っているのは事実、公民館のところは元々公園でしたから、それを公園を公民館という名前をしなかったことは、これはもう事実でございますけれども。それ以上に、やっぱり補償でありますけども、私のほうは申し上げているのは、地縁団体を早くしてくださいということを申し上げているわけございまして、なかなか、自治会長さんが替わっておられて、また今もまた替わりましたから、そういう点については、担当課から、地縁団体を早くしていただかなければいかんと。またその方おっしゃるのは、何も町はまったくそんなこと言っはるんやけども、投票所は従来の公民館でやっていますから、それを、勝手にもう自分が、あたかもそこへ変わるんやということをおっしゃるもんやから、そのことは別の話であって、あくまでも公民館は公民館ありますから、今現状いって

ますから、その場所がええのか悪いのかといったら、もう場所は狭いですし、まあなかなか前へ車も止められませんし、それで考えますと、やっぱり現状、せやからその人は、そのおっしゃってる方は、自分がそこが嫌やからと、おっしゃるもんやから、こういうことをあえて、そんなことを言われたら、自治会長をされてたんですから、その辺のところはやっぱりはっきりと、やっぱり私は委員会でも申し上げてます。

やっぱりそのことを前のときも寄付金を25万円か20万円か貰われたやつは、その名目は違って、まあその自治会長は気を遣ってですね、書かれたんです。それどうなってまんのと、こうおっしゃるもんやから、それは寄付としてもらわはったら、それは寄付でよろしいやないかと、何も町がもらうとか、町がそんだけ金ないのやったら、町へ、その25万円もらいなはれと、そんなことは私のほうがもらえることはございませんし、そこの自治会でされることですから。まあそういうことも申し上げてます。まあせやからそういうことを全体協議会でおっしゃること自体が私はどうも、何も、やっぱり自治会内の話ですから、そういうことをもっとまとめていただきたいと思います。

委員長

クリーンキャンペーンについては、ただいま町長のほうからもございました。あくまでもプリント上、前年度がそうだったので今年度そのままちょっと使ったというような解釈でいいかというふうには思いますので、そこを捉えてね、なんかやいやい言うという内容のものではないというふうに確認はさせていただきました。

ただ、あとですね、補償として建てているはずなのに、そうならないというような状況の中で、ややこしい話になっている。しかもですね、私達の観念では、補償でいろんなことをさせていただく時には、あくまでも地元で十分協議をしていただいて、地元の意見を重要視して、地元でまとめた意見を持ってきていただいて、それに応える形で補償の問題についてはこれまで取り組んできているというふうに認識しておりますので、ただいまの町長のご意見聞きまして、私達も実は全協でそういう発言があったときにも、少しびっくりはしていたんですが、委員長

確認せよということでしたので、今申し上げまして、また町長のほうも、町長の見解も聞かせていただきましたが、何か他に委員皆さんのほうで更に何か聞いておきたいというようなことはございますでしょうか。

(な し)

委員長 理事者のほう、それ以上補足しておくっていうことは、何もございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 他に、その他について、何か委員皆さんのほうでお尋ねになりたいことはございますでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、以上でその他についても終わらせていただきたいと思います。

それでは、お手元に継続審査案件について、配布をさせていただいていると思いますが、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、よろしく継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

それでは、これをもって、本日の案件につきましてはすべて終了をいたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けします。

町 長 (町長挨拶)

委員長 それでは、これをもって厚生常任委員会を閉会とさせていただきます。
皆さん、ご苦労さまでございました。

(午前9時58分 閉会)